

# 三島市無電柱化推進計画

令和2年9月

三島市

## はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来す恐れがあります。

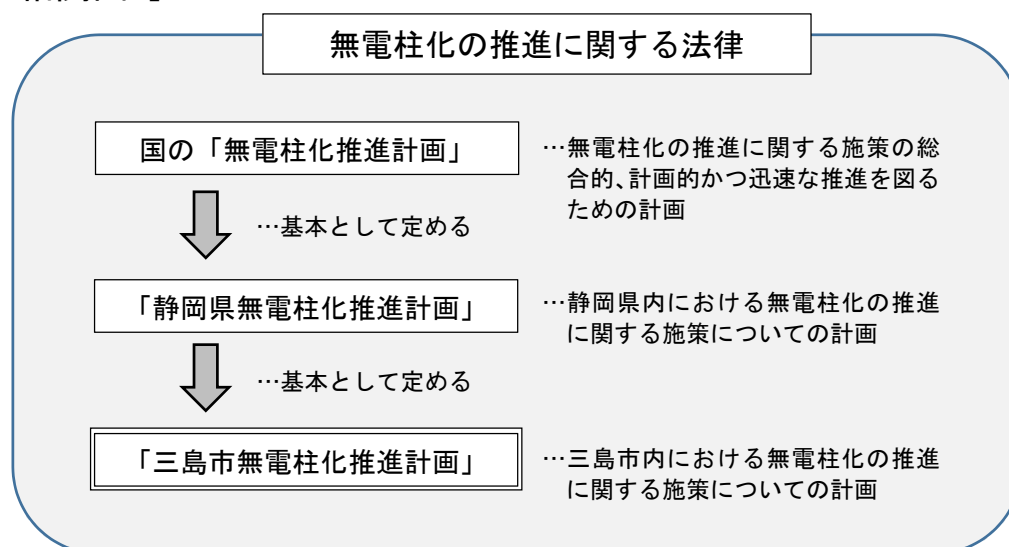
国では、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」を施行し、平成30年4月には、令和2年度までの3年間に全国で約1,400Kmの無電柱化を行う「無電柱化推進計画」を策定しています。

また、静岡県では、国が策定した無電柱化推進計画を基本として、平成31年4月に、令和3年度までの4年間に県内で約28Kmの無電柱化事業の着手を目指す「静岡県無電柱化推進計画」を策定しています。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定しています。

本計画は、無電柱化法に基づき、国の「無電柱化推進計画」や静岡県の「静岡県無電柱化推進計画」を基本として策定するもので、今後の三島市における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

### [ 相関図 ]



## 目次

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針・・・・・・・・・・ 3
2. 無電柱化推進計画の期間・・・・・・・・・・ 4
3. 無電柱化の推進に関する目標・・・・・・・・・・ 4
4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策・・・・・・・・ 4
5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項・・・・ 7

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 三島市における無電柱化の現状

三島市における無電柱化は、観光・商業振興への影響が大きい中心市街地の幹線道路や、災害時に重要な役割を果たす緊急輸送路など、景観形成や防災において特に事業効果が高い路線を優先して取り組んでおり、平成7年から令和2年3月までに2,950mを電線共同溝方式等により無電柱化しています。

また、平成30年度より、静岡県が、主要地方道三島停車場線(三島駅南口交差点から三島市民文化会館までの約220m)及び主要地方道三島裾野線(三嶋大社西側約150m)において、合計約370mの無電柱化事業に着手しています。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

三島市において、これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきていますが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力的に推進していく必要があります。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により三島市の魅力あふれる美しいまちなみを創出し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとします。

### 3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要です。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進めます。

なお、三島市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請します。

#### ① 防災

三島市地域防災計画において緊急輸送路に位置づけている道路につい

て、無電柱化を推進します。

## ② 安全・円滑な交通確保

三島市移動等円滑化基本構想において生活関連施設をつなぐ道路（特定道路）に位置付けている道路について、無電柱化を推進します。

## ③ 景観形成・観光振興

三島市景観条例に基づき指定する景観重点整備地区及び眺望地点（富士山その他の三島特有の景観を眺望できる地点）、伊豆半島ジオパークや観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路において、修景整備と合わせて無電柱化を推進します。

## ④ 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進します。

## 2. 無電柱化推進計画の期間

令和2年9月から令和8年3月までとします。

## 3. 無電柱化の推進に関する目標

令和2年9月から令和8年3月までに、整備延長約 1,220mの無電柱化工事に着手します。

また、道路法第37条に基づく占用制限制度の運用を開始します。

## 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進します。事業手法は、電線管理者

や地元関係者等との協議を踏まえ決定します。

### ① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進めます。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の採用について総合的に検討します。

### ② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請します。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力します。

### ③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進めます。

### ④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請します。市においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力します。

上記の事業手法の他、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援します。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現します。

## 2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進します。

### ① 占用制限制度の適切な運用

国や県が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、三島市の緊急輸送路においても実施します。また、新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国や県の動向を踏まえ検討します。

### ② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討します。

## 3) 関係者間の連携の強化

### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる中部ブロック電線類地中化協議会及び静岡県無電柱化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行います。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置します。

### ② 工事・設備の連携

三島市の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事連絡協議会等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行います。

### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者及び地権者の同意を得て進めます。

#### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

### 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

#### 1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化の実施状況、効果等について、ホームページ等を活用して周知します。

#### 2) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、三島市の取り組みについて国や他の地方公共団体との共有を図ります。